

平成 2 4 年 9 月 3 日
堺 市

電子登録システムによる入札参加資格登録変更申請の手続きの変更について

電子登録システムによる入札参加資格登録変更申請（以下「変更申請」という。）の
手続きについて、平成 2 4 年 9 月以降より、下記のとおり変更します。（今回の変更は、建設工
事及び測量・建設コンサルタントの登録を有する方が対象です。）

なお、契約課ホームページ中の変更申請のページに「電子登録システムによる入札参加
資格登録変更申請の手引き」（平成 2 4 年 9 月版）を掲載していますので、ご参照ください。

記

変更前	業者基本情報において商号、代表者、所在地等を変更した場合、契約先情報 の変更の有無にかかわらず契約先情報の変更申請が必要
変更後	・業者基本情報のみに変更がある場合、 契約先情報の変更申請は不要 です。 ・業者基本情報の変更に伴い、契約先情報にも変更がある場合のみ、業者基 本情報の変更申請が受理された後、引き続き契約先情報の変更申請を行っ てください。

（参考）

業者基本情報

商号、代表者職氏名、本店所在地、本店電話番号・FAX番号、資本金、本店ISO情報、
契約先ではない堺市内の営業所情報、実印、障害者雇用状況、防災協定の加入情報、建設
業労働災害防止協会の加入状況

契約先情報

建設業許可情報、各登録機関の登録情報、使用印、希望業種

（支店契約の場合のみ）支店名称、受任者職氏名、支店所在地、支店電話番号・FAX番
号、支店ISO情報